

【仮訳】

MSC/Circ.1047（月例点検）

イマーションスーツ及び耐暴露服の船員による月例点検のためのガイドライン

1 第75回海上安全委員会（2002年5月15日から24日開催）は、SOLAS III/20.7が救命設備が迅速に使用できることが保持されていることを確認するため、SOLAS III/36.1により要求されるチェックリストを使用して実施される救命設備の月例点検を要求していることを明確にし、付属書に記載するイマーションスーツ及び耐暴露服の船員による月例点検のためのガイドラインを承認した。

2 加盟国政府は、全ての関係者に対して、SOLAS III/20.7及び36.1の関連要件と併せて付属のガイドラインを参照させることを推奨されている。

付属書

イマーションスーツ及び耐暴露服の船員による月例点検のためのガイドライン

SOLAS III/20.7により要求されるイマーションスーツ及び耐暴露服の点検を実施するときは、以下の手順が推奨される。

1. スーツの保管バッグは、スーツが容易に取り出せるか、また密閉状況についても点検すること。着用説明書が読み取れるものであること。保管されているスーツが、バッグに記載されている型式及び大きさのものであることを確認する。
2. スーツを清潔で平らな面に置き、スーツの内外を乾燥状態にした上で、損傷がないことを目視点検する。破れ、裂けや穴あきがある場合には、製造者の指示に従い、適切な補修事業所（製造事業者により承認され、及び／又は主管庁が適当と認めた事業所）により補修されること。
3. スーツのジッパーを上げ下げして容易に動作することを点検する。製造者の推奨する潤滑剤を使用し、ジッパー及びファスナーの表裏に塗布すること。ジッパーが機能しない場合、その使用を止め、処分するか、製造者又は適切な補修事業所へ送ること。
4. 備わっている場合には、膨脹式ヘッドサポート及び／又は浮力リングの損傷を点検し、

適切に取り付けられていることを確認する。送気ホースの劣化を確認する。ヘッドサポート及び浮力リングは、少なくとも4半期に1回、膨脹させ、漏洩試験にかけること（本試験は独立した膨脹式救命胴衣に適用しない）。漏れは、製造者の指示に従い、適切な補修事業所により補修されること。

5. 再帰反射テープの状態及び接着状況を点検し、必要があれば、交換する。
6. 備わっている場合には、笛、並びに、灯火及び電池の有効期限を点検する。
7. スーツはジッパーが完全に開いた状態でバッグに戻すこと。
8. 船員によるイマーシオンスーツ又は耐暴露服の着用訓練のため、月例点検時等適当な機会に実施すること。